

令和6年(ハ)第 号損害賠償請求事件

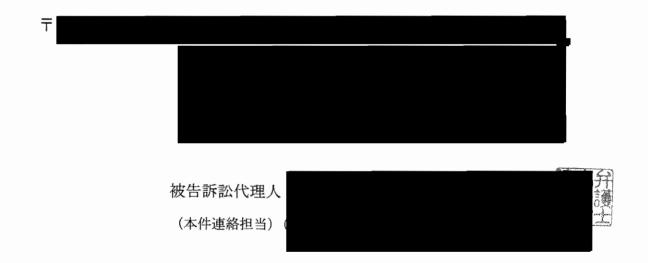
原告

被告 ENEOS株式会社

答 弁 書

令和6年4月15日

東京簡易裁判所民事第5室6係B 御中



目 次

第	1 本	案前の申立て	. 5
第:	2 請	青求の趣旨に対する答弁	. 5
第:	3 被	皮告の主張	. 5
	1	本件訴訟における原告の主張	. 5
:	2	前回訴訟における原告の主張と判決の確定	.7
;	3	前回訴訟の確定判決の既判力による遮断	. 9
2	4	信義則に違反する紛争の蒸し返し	0
	5	本件規程3.6(1)イ・ウの違反の不存在	12
(3	信義則上の義務の違反の不存在	13
,	7	結論(被告の主張)	4
第~	4 評	F状第2(請求の原因)(2頁以下)に対する認否	5
	1	第2の1 (用語の意味) (2頁) について	.5
4	2	第2の2(当事者)(2頁)について	.5
	(1)	第2の2(1)(「被告は」以下)(2頁)について	.5
	(2)	第2の2(2)(「原告は」以下)(2頁)について	.5
;	3	第2の3(被告における業務の適性等を確保するための体制)(2頁)に	
		ついて	.5
2	1	第2の4 (経緯) (2頁以下) について	.5
	(1)	第2の4(1)(平成27年11月6日(2015年))(2頁以下)につ	
		いて1	.5
	(2)	第2の4(2)(平成28年1月7日(2016年))(3頁)について1	.6
	(3)	第2の4(3)(平成28年3月31日(2016年))(3頁)について1	6
	(4)	第2の4(4)(平成28年9月14日(2016年)(3頁以下)につ	
		いて1	6
	(5)	第2の4(5)(平成28年10月3日(2016年))(5頁)について1	.7

	(6)	第2の4(6)(平成28年12月16日(2016年))(5頁)につい
		T
	(7)	第2の4(7)(平成28年12月28日(2016年)~平成29年1
		月6日(2017年))(5頁以下)について18
	(8)	第2の4(8)(平成29年7月20日(2017年))(6頁)について18
	(9)	第2の4(9)(平成29年7月28日(2017年))(6頁以下)につ
		いて
	(10)	第2の4(10)(平成29年8月14日(2017年))(7頁)につい
		て19
	(11)	第2の4(11)(平成29年10月16日(2017年))(7頁以下)
		について
	(12)	第2の4(12)(平成30年9月13日(2018年))(8頁)につい
		T19
	(13)	第2の4(13)(平成30年11月27日(2018年)~平成31年
		3月20日 (2019年)) (8頁) について19
	(14)	第2の4(14)(令和元年10月25日(2019年))(9頁)につい
		T20
	(15)	第2の4(15)(令和元年10月29日~12月20日(2019
		年)) (9頁以下) について
	(16)	第2の4(16)(令和2年3月27日(2020年))(10頁)につい
		て20
	(17)	第2の4(17)(令和2年6月25日及び同年7月9日(2020
		年)) (10頁) について
5	第	32の5(被告の本件規程違反の存在)(10頁以下)について20
	(1)	第2の5(1)(本件規程3.6(1)について)(10頁以下)について20
	(2)	第2の5(2)(被告の本件規程3.6(1)イ又は同ウ違反の存在)(11

20	頁以下)について	
21	第2の6 (原告の損害) (13頁) について	6
21	訴状第3(まとめ)(13頁)に対する認否	第5
22	結 語	第6

第1 本案前の申立て

- 1 本件訴えを却下する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

との判決を求める。

第2 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を却下する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

との判決を求める。

第3 被告の主張

1 本件訴訟における原告の主張

原告の令和6年2月19日付の「訴状」(以下「**訴状**」という。)の第2によれば、原告の主張の要旨は、次のとおりであると思われる。

- 被告は、被告の「コンプライアンスホットライン規程」(以下「本件規程」という。)(乙第1号証)に基づいて内部通報制度(以下「本件内部通報制度」という。)を設けているところ(注1)、本件規程3.6(1)の規程は、次のとおり定めている(注2)。
 - 「(1) 法務部長は、調査の終了後、被通報者および調査協力者の名誉、信用、プライバシー等に十分配慮したうえで、実名通報者に対して、次の事項(以下総称して「調査結果等」という。)を通知する。ただし、通報者が通報を望まない場合、通報者への通知が困

注1 訴状第2の3(2頁)

注2 訴状第2の5(1)(10~11頁)

難である場合その他やむを得ない理由がある場合は、この限りではない。

ア. [略]

- イ. 法令等に違反する事実が確認された場合は、その是正措置お よび再発防止策
- ウ. 法令等に違反するおそれのある事実が確認された場合は、そ の対応策

エ. [略]

- ② 原告は、平成28年9月14日に、本件規程2.1(1)に定める本件内部通報制度の社内通報窓口の電子メールアドレス宛に、原告の関与の下に被告がオーストラリアの法律事務所(以下「本件豪州企業」という。)との取引に関して支払った金額に同国の付加価値税(以下「GST」という。)が含まれていたことなどについて、内部通報(以下「本件通報」という。)を行った(注3)(乙第2号証)。
- ③ 被告は、本件通報を受けて、是正措置、再発防止策又は対応策を実施したにもかかわらず、原告に対し、当該事実を通知しなかった(注4)。
- ④ よって、被告は、本件規定3.6(1)イ又はウに違反した。
- ⑤ したがって、被告は、原告に対し、債務不履行(民法第415条)又は不法行為(民法第709条)に基づく損害賠償責任を負う。

しかし、一般に、会社の社内規程・社内規則は、労働基準法において就業規則の必要的記載事項とされている事項(同法第89条各号)の定めが就業規則として使用者たる会社と労働者たる従業員との間に効力を生ずる場合、会社と労働組合の間の労働条件等に関する合意が同法第14条に基づく労働協約とし

注3 訴状第2の4(4)第1段落(3頁)

注4 訴状第2の5(10~13頁)

て会社と従業員との間に効力を生ずる場合などを除いては、会社組織内における自律的な規範であるに過ぎず、会社と従業員の間に何らかの権利義務関係・ 債権債務関係を生ぜしめるものではないところ、本件規程も、就業規則、労働 協約等の一部を構成するものなどではないので、仮に被告が本件規程に違反し たとしても、直ちに被告が従業員たる原告に対する何らかの義務に違反し又は 何らかの債務を履行しなかったことになるものではない。

よって、仮に被告が本件規程3.6(1)イ又はウに違反していたと仮定して も、当該違反の事実によって、直ちに被告の原告に対する債務不履行又は不法 行為となるものではない。

もっとも、一般に、会社が内部通報制度を設けている場合において、従業員が当該内部通報制度の通報窓口に通報をしたときは、当該通報の具体的状況の如何によっては、会社は、当該従業員に対し、当該通報を受け、体制として整備された仕組みに基づいて適切に対応すべき信義則上の義務を負う場合があると解されている(注5)。

そこで、本件訴訟における原告の主張を合理的に解釈すると、上記の原告の 主張は、次の主張を含むものであると思われる。

④ 被告は、本件通報について、本件内部通報制度に基づいて適切に対応 すべき信義則上の義務を負っていたところ、本件規程3.6(1)イ又はウ に違反したことは、かかる信義則上の義務の違反を構成する。

2 前回訴訟における原告の主張と判決の確定

原告は、令和3年5月31日に、東京地方裁判所において被告に対する損害 賠償請求訴訟を提起しており(東京地方裁判所令和3年(ワ)第 号損害 賠償請求事件)(以下「前回訴訟」という。)、原告は、前回訴訟においても、原

注5 最高裁判所平成30年2月15日判決(最高裁判所裁判集民258号43頁)

告が被告の本件内部通報制度の通報窓口に対して行った本件通報を含む2件の内部通報について、被告の対応が本件規程の規定に違反しているために信義則上の義務に違反したとして、債務不履行及び不法行為に基づく損害賠償責任を負うとの主張(以下「前回訴訟争点1」という。)をし、被告に対し、債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償を請求していた(乙第3号証[注6])。

そして、前回訴訟の第一審裁判所は、令和4年12月22日に判決(以下「前回訴訟第一審判決」という。)を言い渡しているところ(乙第3号証)、前回訴訟第一審判決は、前回訴訟争点1について、本件通報を含む2件の内部通報に関する被告の対応について、信義則上の義務違反があったとはいえないと判示し(乙第3号証[注7])、その他の争点についても原告の主張はいずれも採用できないとしたうえで、被告は、原告に対し、債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償責任を負わないと結論付け(乙第3号証[注8])、原告の請求を棄却した(乙第3号証[注9])。

原告は、前回訴訟の第一審の判決を不服とし、令和5年1月4日、東京高等裁判所において控訴を提起したが(東京高等裁判所令和5年(ネ)第 号損害賠償請求控訴事件)、前回訴訟の控訴審裁判所は、同年6月15日に判決(以下「前回訴訟控訴審判決」という。)を言い渡し(乙第4号証)、前回訴訟控訴審判決は、前回訴訟争点1に関するものを含め、原判決である前回訴訟第一審判決の認定及び判断のとおりであるとして、控訴人たる原告の請求は理由がない

注6 前回訴訟第一審判決書「事実及び理由」第2の2(1)(争点1 (内部通報制度における 信義則上の義務違反〔不利益取扱いの点を除く。])(8頁18行目以下)

注7 前回訴訟第一審判決書「事実及び理由」第3の2(争点1(内部通報制度における信義則上の義務違反〔不利益取扱いの点を除く。〕)について)(23頁17行目以下)

注8 前回訴訟第一審判決書「事実及び理由」第3の5(小括)(34頁19行目以下)

注9 前回訴訟第一審判決書「主文」1(1頁14行目以下)

と結論付け(乙第4号証〔注10])、原告の控訴を棄却した(乙第4号証〔注 11])。

原告は、前回訴訟控訴審判決も不服とし、令和5年6月28日、最高裁判所において、上告を提起するとともに(最高裁判所令和5年(ネオ)第 号上告提起事件)(乙第5号証)、上告受理の申立てをした(最高裁判所令和5年(ネ受)第 号)(乙第6号証)。上告については、原告が、同年8月28日に、その全部を取り下げたが(乙第7号証)、上告受理申立てについては、最高裁判所が、令和6年1月25日に、上告審として受理しない旨の決定をした(乙第8号証)。これによって、前回訴訟控訴審判決が確定している。

3 前回訴訟の確定判決の既判力による遮断

前回訴訟控訴審判決が確定したことにより、前回訴訟の訴訟物の内容をなす権利・法律関係の存否の判断について既判力を生じているため(民事訴訟法第 1 1 4 条第 1 項)、前回訴訟の控訴審の口頭弁論終結後に生じた新たな事由がない限り、後訴裁判所は、前回訴訟控訴審判決と矛盾する判断をすることが許されなくなり、これを前提として後訴の審判をしなければならないし、前回訴訟の当事者である本件訴訟の原告及び被告も、前回訴訟控訴審判決が判断した権利・法律関係の存否を争うことは許されなくなっている。

この点、前回訴訟における前回訴訟争点1に係る損害賠償請求も、本件訴訟における損害賠償請求も、本件通報に関して被告が原告に対する信義則上の義務に違反したことを理由として債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償を請求するものであるから、訴訟物は同一であるし、原告は、本件訴訟において、

注10 前回訴訟控訴審判決書「事実及び理由」第2・第3(1頁以下)

注11 前回訴訟控訴審判決書「主文」1(1頁)

前回訴訟の控訴審の口頭弁論終結後に生じた新たな事由を主張しているわけでもない。

よって、本件訴訟における原告の請求は、確定した前回訴訟控訴審判決の既 判力によって遮断され、かつ理由がない。

4 信義則に違反する紛争の蒸し返し

確かに、原告は、前回訴訟においては、本件通報を含む2件の内部通報に関する被告の対応に信義則違反があったことの理由として、調査をせず又は調査が不十分であったこと(本件規程1.2(9)又は3.4の違反)、調査を実施しない場合の通知をしなかったこと(同規程3.1(1)の違反)、通報情報の厳重な管理を行わなかったこと(同規程3.1 2の違反)、役員等への報告を適正に行っていなかったこと(同規程3.2(1)又は3.6(3)の違反)、原告に対して再度の通報が可能であるとの通知をしなかったこと(同規程3.6(1)工の違反)、本件通報を理由に不利益な取扱いをしたこと(同規程2.4(1)又は3.1 1(1)の違反)など、多数の本件規程違反を主張していたものの(乙第3号証[注12])、本件訴訟において主張している、原告に対して是正措置、再発防止策又は対応策を実施したとの通知をしなかったこと(同規程3.6(1)イ又はウの違反)については、主張していなかった(乙第3号証)。

しかし、原告は、本件通報後の平成30年11月27日にも、本件内部通報制度の社内通報窓口の電子メールアドレス宛に、本件通報に関連する事実について内部通報(以下「**追加通報**」という。)を行っており(乙第3号証〔注13〕・乙第9号証)、前回訴訟においては、本件通報及び追加通報の2件の内

注12 前回訴訟第一審判決書「事実及び理由」第2の2(1)(原告の主張の要旨)イ(8頁2 4行目以下)、同(2)(原告の主張の要旨)(9頁10行目以下)

注13 前回訴訟第一審判決書「事実及び理由」第2の1(2)カ(3頁5行目以下)

部通報に関する被告の対応について、被告に信義則違反があったことの理由として、上記のとおり多数の本件規程違反を主張していたのであり、本件通報に関連する本件規程違反については、ほとんど網羅的な主張を行っていたはずである。

そして、原告は、前回訴訟において、第一審においては、令和3年5月31 日付「訴状」(合計11頁)から、同年8月10日付「原告準備書面(1)」(合計 8頁)、同年10月1日付「原告準備書面(2)」(合計73頁)、令和4年1月2 1日付「原告準備書面(3)」(合計50頁)、同年4月15日付「原告準備書面 (4)」(合計4頁)、同年5月13日付「原告準備書面(5)」(合計9頁)、同年6 月13日付原告準備書面(6)」(合計3頁・別紙18頁)、同年7月1日付「原告 準備書面(7)」(合計35頁)まで、控訴審においては、令和5年1月4日付 「控訴状」(合計1頁)から、同年3月17日付「控訴理由書」(合計28頁)、 同月31日付「控訴理由書(2)」(合計22頁)、同年4月14日付「控訴理由書 (3)」(合計36頁)まで、合計約300頁にも及ぶ膨大な主張を行い、その 間、第一審においては、令和3年7月8日の第1回口頭弁論期日から令和4年 10月27日の第3回口頭弁論期日まで、3回の口頭弁論期日と8回の弁論準 備手続期日が、控訴審においては、令和5年4月18日の1回の口頭弁論期日 が、それぞれ行われており、原告には、前回訴訟において、少なくとも本件通 報に関連する本件規程違反については、十分過ぎるほどの主張の機会があっ た。

とすれば、本件訴訟における原告の請求は、実質的には前回訴訟の蒸し返し にほかならず、前回訴訟において本件訴訟における請求をすることにも何ら支 **障はなかった**のであるから、仮に本件訴訟における原告の請求が、確定した前 回訴訟控訴審判決の既判力によって遮断されないとしても、本件訴訟における 原告の訴えは、信義則に照らして許されるものではない(注14)。

よって、本件訴訟における原告の訴えは、確定した前回訴訟控訴審判決の既 判力によって遮断されないとしても、不適法である。

5 本件規程3.6(1)イ・ウの違反の不存在

本件規程3.6(1)イ及びウは、それぞれ「法令等に違反する事実が確認された場合」又は「法令等に違反するおそれのある事実が確認された場合」に通知を必要とするものである(乙第1号証)。

この点、本件通報の調査を担当した被告の法務グループは、本件通報について、平成28年12月28日、原告に対し、直ちにコンプライアンス違反とはいえないなどと回答し(乙第3号証 [注15]・乙第10号証)、平成29年8月14日、原告に対し、電子メールにて、本件通報について、コンプライアンス違反ではないなどとする調査結果報告(以下「本件調査報告」という。)をしており(乙第3号証 [注16]・乙第11号証)(なお、被告は、追加通報についても、令和元年10月25日、原告に対し、口頭及び書面にて、いずれも不正行為等に該当しない旨の調査結果報告をしている(乙第3号証 [注17]・乙第12号証)。)、本件通報に関する調査結果は、「法令等に違反する事実が確認された場合」又は「法令等に違反するおそれのある事実が確認された場合」のいずれでもなかったのであるから、本件通報について、本件規程3.6(1)イ及びウに基づく通知は必要でない。

なお、本件規程3.6(工)も、「不正行為等が是正されない場合、不正行為等が

注14 最高裁判所昭和51年9月30日判決(最高裁判所民事判例集30卷8号799頁)

注15 前回訴訟第一審判決書「事実及び理由」第3の1(1)キ第2段落(13頁10行目以下)

注16 前回訴訟第一審判決書「事実及び理由」第2の1(2)エ(2頁25行目以下)

注17 前回訴訟第一審判決書「事実及び理由」第2の1(2)キ(3頁10行目以下)

再発するおそれがある場合、または通報を行ったことを理由とした不利益な取扱いを受けた場合は、再度、通報窓口に通報することが可能であること」を通知するものと規定しているところ、原告は、前回訴訟において、本件通報に関する被告の対応について、被告が本件規程3.6(エ)にも違反したと主張していた。しかし、確定した前回訴訟控訴審判決は、やはり、本件調査報告が不正行為等(法令等に違反する行為又は違反するおそれのある行為)がないとするものであったことを理由として、「不正行為等が是正されない場合」及び「不正行為等が再発するおそれがある場合」についての「再度、通報窓口に通報することが可能であること」の通知は必要ないと判示している(乙第3号証[注18])。

よって、本件規程 3.6(1)イ及びウに基づく通知は必要でない以上、被告は、被告が原告に対して通知をしていなかったとしても、本件規程 3.6(1)イ及びウの違反とはならない。

6 信義則上の義務の違反の不存在

本件内部通報制度について定めた本件規程では、その目的について、被告及び被告のグループ会社(以下「被告等」という。)における不正行為等(法令等に違反する行為又は違反するおそれのある行為)を早期に是正し、もって被告等のコンプライアンス体制を強化することである旨が規定され(同規程1.1)、調査の結果、法令等に違反する事実等が確認された場合は、是正措置及び再発防止策等を検討し、速やかにこれらを実行する(同規程3.5)などと規定されている一方、通報者に対しては、通報を理由とした不利益取扱いの禁止(同規程2.4・3.11)や調査結果等の通知(同規程3.6(1))が定められる

注18 前回訴訟第一審判決書「事実及び理由」第3の2(3)ウ第1段落(29頁19行目以下)

にとどまっていることに照らすと、本件内部通報制度における調査その他の対応は、基本的に、不正行為等を早期に発見、是正して被告等の業務の適正化を図るためのものであって、通報者個人のためにされるものではないというべきである。

とすれば、不正行為等によって直接被害を受けた者が不正行為等を通報した 場合は格別(注19)、そうでない限り、被告が、通報者個人に対し、当然に本 件通報に適切に対応すべき信義則上の義務を負うということはできないという べきである。そして、本件通報において原告が通報をした内容は、GSTの還 付又はその会計処理に関する疑義であって、それによって原告が直接被害を受 けるようなものではないから、被告が、原告に対し、当然に本件通報に適切に 対応すべき信義則上の義務を負うということはできない。

以上については、確定した前回訴訟控訴審判決も、同旨の判示をしている (注20)。

よって、仮に本件通報に関する被告の対応に本件規程3.6(1)イ又はウの違 反があったと仮定しても、被告が、原告に対し、当然に本件通報に適切に対応 すべき信義則上の義務に違反したということはできない。

7 結論(被告の主張)

以上からすると、前記4により、本件訴訟における原告の訴えは、不適法として却下されるべきであり、そうでなくても、前記3、5又は6により、本件訴訟における原告の請求は、理由がないものとして棄却されるべきである。

注19 前注5·最高裁判所平成30年2月15日判决

注20 前回訴訟第一審判決書「事実及び理由」第3の2(1)イ(24頁16行目以下)

- 第4 訴状第2 (請求の原因) (2頁以下) に対する認否
- 1 第2の1 (用語の意味) (2頁) について 特に認否しない。
- 2 第2の2(当事者)(2頁)について
- (1) 第2の2(1)(「被告は」以下)(2頁)について 認める。
- (2) 第2の2(2) (「原告は」以下) (2頁) について

「本件当時」というのが、原告が訴状第2の4(4)(3頁)にいう「本件通報」がなされた当時を意味するという前提で、認める。

- 3 第2の3 (被告における業務の適性等を確保するための体制) (2頁) について 認める。
- 4 第2の4(経緯)(2頁以下)について
- (1) 第2の4(1) (平成27年11月6日(2015年)) (2頁以下) について
 - ア 第1段落(「原告は、平成27年11月6日」以下)(2頁以下)について 認める。
 - イ 第2段落(「実務上」以下)(3頁) について 第1文は認めるが、第2文は不知である。

- (2) 第2の4(2) (平成28年1月7日(2016年)) (3頁) について 認める。
- (3)第2の4(3)(平成28年3月31日(2016年))(3頁)について 原告が平成28年3月31日に上司Aに対して本件GSTの支払に関して確 認する電子メールを送付したことは認めるが、その余は、原告の解釈又は心理 についての主張であるため、不知である。
- (4) 第2の4(4) (平成28年9月14日 (2016年) (3頁以下) について
 - ア 第1段落(「原告は、平成28年9月14日」以下)(3頁)について 概ね認める。
 - イ 第2段落(「上記メールアドレスは」以下)(4頁) について 認める。
 - ウ 第3段落(「被告が本件規程2.1(1)アに」以下)(4頁)について 概ね認める。
 - エ 第4段落 (「本件規程1.2(5)は」以下) (4頁) について 認める。
 - オ 第5段落(「上記で述べた」以下)(4頁)について 不知である。

カ 第6段落(「ちなみに」以下)(4頁以下)について

事実上の主張としては否認し、法律上の主張としては争う。

確かに、被告の法務部長は、本件通報に係る通報情報を、本件規程3.2 (1)各号に列挙する関係役員等に報告していなかったが、それは、法務部長が、本件通報を、本件規程1.2(5)にいう「通報」ではなく、同規程2.3にいう「相談」として取り扱ったためであり、前回訴訟の確定判決も、本件通報の内容が「将来的に法人税法等の法令違反に該当する可能性があるのか、分からないため、相談させていただきたい。」というものだったこと(乙第2号証)に照らすと、かかる取扱いも不合理なものではないと判示している(乙第3号証〔注21〕)。

- (5) 第2の4(5) (平成28年10月3日(2016年)) (5頁) について
 - ア 第1段落(「原告は、平成28年10月3日」以下)(5頁) について 認める。
 - イ 第2段落(「本件通報においては」以下)(5頁)について 認める。
 - ウ 第3段落(「そのため、原告は」以下)(5頁) について 不知である。

注21 前回訴訟第一審判決書「事実及び理由」第3の2(3)イ第2段落第3文以下(29頁1 1行目以下)

- (6) 第2の4(6) (平成28年12月16日 (2016年)) (5頁) について 上司Aが部下に対して契約内容を確認する行為を咎める事態が発生したこと は不知であるが、その余は概ね認める。
- (7)第2の4(7)(平成28年12月28日(2016年)~平成29年1月6日 (2017年))(5頁以下)について
 - ア 第1段落(「調査補助者は、平成28年12月28日」以下)(6頁)について

認める。

イ 第2段落(「原告は、平成29年1月4日及び同月5日」以下)(6頁)について

概ね認める。

- ウ 第3段落(「原告は、上司Aが」以下)(6頁) について 不知である。
- (8) 第2の4(8) (平成29年7月20日(2017年)) (6頁) について 認める。
- (9) 第2の4(9) (平成29年7月28日 (2017年)) (6頁以下) について
 - ア 第1段落 (「上記(8)で述べた」以下) (7頁) について 不知である。

- イ 第2段落(「原告は、同年7月28日」以下)(7頁) について 認める。
- ウ 第3段落(「上記メールを」以下)(7頁) について 認める。
- (10)第2の4(10)(平成29年8月14日(2017年))(7頁)について 認める。
- (11)第2の4(11)(平成29年10月16日(2017年))(7頁以下)について

第1文は認めるが。第2文は不知である。

- (12)第2の4(12)(平成30年9月13日(2018年))(8頁)について 認める。
- (13)第2の4(13)(平成30年11月27日(2018年)~平成31年3月2 0日(2019年))(8頁)について
 - ア 第1段落(「本件調査報告1において」以下)(8頁)について

原告が平成30年11月27日に本件規程2.1(1)アに定めるメールアドレス宛に内部通報(追加通報)を行ったことは認めるが、その余は不知である。

イ 第2段落(「その後」以下)(8頁)について 認める。

- (14)第2の4(14)(令和元年10月25日(2019年))(9頁)について 認める。
- (15)第2の4(15)(令和元年10月29日~12月20日(2019年))(9頁以下)について 概ね認める。
- (16)第2の4(16)(令和2年3月27日(2020年))(10頁)について 認める。
- (17)第2の4(17)(令和2年6月25日及び同年7月9日(2020年))(10 頁)について 認める。
- 5 第2の5 (被告の本件規程違反の存在)(10頁以下)について
- (1) 第2の5(1) (本件規程3.6(1)について) (10頁以下) について 認める。
- (2) 第2の5(2)(被告の本件規程3.6(1)イ又は同ウ違反の存在)(11頁以下) について
 - ア 第2の5(2)ア(「上記第3の4(4)~(7)、(9)及び(13)で述べたとおり」以下)(11頁)について 概ね認める。

イ 第2の5(2)イ(「上記同(10)及び(14)で述べたとおり」以下)(11頁) について 認める。

ウ 第2の5(2)ウ(「上記同(12)及び(17)で述べたとおり」以下)(11頁以下)について 認める。

- エ 第2の5(2)エ(「上記ウで述べた」以下)(12頁以下)について
 - (ア)第1段落(「上記ウで述べた」以下)(12頁以下)について 否認する。
 - (イ) 第2段落(「これにもかかわらず」以下)(13頁)について 認める。
- オ 第2の5(2)オ (「したがって」以下) (13頁) について 事実上の主張としては否認し、法律上の主張としては争う。 理由は、前記第3の5に詳述したとおりである。
- 6 第2の6 (原告の損害) (13頁) について 不知である。
- 第5 訴状第3 (まとめ) (13頁) に対する認否 争う。

第6 結 語

前回訴訟の確定判決が正当に認定及び判断しているとおり、被告は、原告による本件通報及び追加通報のいずれについても、本件内部通報制度に基づいて極めて真摯かつ丁寧に対応しており(注22)、当然のことながら本件規程にも何ら違反していない(注23)。

本件訴訟における原告の訴えが不適法であること及び原告の請求に理由がないことは、いずれも明白であるから、被告としては、貴庁において、速やかに弁論を終結し、速やかに訴え却下又は請求棄却の判決を下されるよう、強く要望するものである。

以上

附属 書類

1 訴訟委任状・・・・・・・・・・・・・・・・1 通

注22 前回訴訟第一審判決書「事実及び理由」第3の1(1)エ・オ(11頁15行目~12頁 19行目)、同キ・ク(13頁5行目~14頁16行目)、同サ・シ(14頁26行目 ~16頁13行目)、同(2)ウ~オ(16頁24行目~19頁25行目)、キ~ケ(20 頁9行目~21頁18行目)

注23 前回訴訟第一審判決書「事実及び理由」第3の2(23頁17行目以下)・同3(30 頁14行目以下)